

令和4年1月21日

組合員 各位

いみず野農業協同組合

所在不明組合員等の資格喪失について

当組合定款第18条第6項及び所在不明組合員等の整理手続きに基づき、以前から所在が不明となっている組合員の脱退手続きをとらせていただきますので、下記の通り掲示いたします。

記

1.対象となる組合員

当組合通常総代会後に送付します「出資金残高通知書並びに出資配当計算書」が宛先不明等の理由により返却された組合員で、所在不明組合員の整理手続きに基づき調査を行った結果、所在が判明しない組合員等が対象となります。

2.掲示期間

令和4年1月21日（金）～令和4年2月21日（月）

3.対象組合員名簿の設置とお問い合わせ先

- (ア) 上記期間、当組合各支店で「所在不明組合員等名簿」を据え置きます。
- (イ) 対象となる組合員と思われる方は、掲示期間内に最寄りの支店へお問い合わせください。

4.出資金の取り扱い

所在不明組合員等の出資金は、当組合の定める整理手続きに基づき2年間は未払金として管理を行い、本人から払戻請求があった場合は、出資金をお返しいたします。

以上